

# 幌延町民憲章を 制定しました

広報誌7月号でお知らせしていましたが、町制施行50周年・宗谷管内移管を記念し、町民の皆さんにまちづくりの基本理念を共有していただくことを目的に策定が進められていた「幌延町民憲章」が制定されました。

「幌延町民憲章」は、全町民のまちづくりの行動規範・精神的指針とするため、8名の『幌延町民憲章制定委員』の皆さんに憲章案について協議、策定していただいています。また、町民の皆さんからも「町民アンケート」「パブリック・コメント」などのご意見をいただき、参考としながら、案を作っていました。

12月6日に、幌延町民憲章制定委員会の丹羽委員長より町へ憲章案が提言され、それをもって12月20日の幌延町議会（定例会）に町長が決議案として提出、議会の決議をいただきました。

委員会からは、憲章の活用等にも意見が出され、それらの提言に沿って、役場玄関ホール、問寒別出張所、生涯学習センター（3月完成）及び幌延小学校、問寒別小学校、幌延中学校へ憲章板を掲示します。また、町の公的な行事等で参加者が唱和することも考えていますので、町民皆さんのご協力をお願いいたします。

## 幌延町民憲章

わたくしたちは、悠久の大河天塩川と広大な平野、豊かな森林に恵まれ、北の大自然と共に生きる幌延の町民です。  
北緯45度の厳しい風雪に耐えて、郷土の礎を築いた先人たちの労苦に感謝するとともに、その意思を受け継ぎ、この町に生きることに誇りと喜びをもって、未来にたぐまちをつくるために、この町民憲章を定めます。

- 一 共に支え合い、未来に夢をもち、住みよい協働のまちをつくります
- 一 働くことに誇りをもち、地域資源を活かした、活力あるまちをつくります
- 一 生命（いのち）を尊び、人を愛し、笑顔あふれるまちをつくります
- 一 心身を鍛え、文化の香り高い、いきがいと希望に満ちたまちをつくります
- 一 自然の恵みに感謝し、美しい自然環境を守り、人に優しいまちをつくります

### 解説

#### 前文

前段部分では、幌延町の地理や自然といったものを表現しています。幌延町には、天塩川やサロベツ原野、問寒別原野といった広大な自然があふれています。後段部分では、町民憲章を制定する意義と目的、願いを表現しています。わたくしたちは、先人が開拓の苦難を乗り越え築き上げてきた郷土を、町民の誇りとして未来に継承する責任があります。その誇りと責任をもって、協働のまちづくりを実践していく決意を表現しています。

#### 本文

- 一 幌延町は、住民と行政が協働でまちづくりをすすめていくこととしています。まちづくりの主体はそこに住む町民であるという基本理念とし、互いに声をかけあい、温かいぬくもりのあるまちづくりを目指します。
- 一 生活の糧としての働くことのみならず、公共のことを自分のことと思ひ、みんなのために働くことに喜びと誇りをもつ人材を育て、幌延町らしさが輝く産業をつくり、守っていくことで活力あるまちづくりを目指します。
- 一 「命は地球より重い」という言葉があります。命は何にも勝る宝なのだということをお教へ、育んでいくことが大事です。子どもから高齢者まで、全ての町民が安らぎを感じ、笑顔で暮らせるまちづくりを目指します。
- 一 「健全な精神は健全な肉体に宿る」という格言があります。心も身体も健やかであることが、生きていく喜びにつながります。町内のスポーツ、文化施設を活用した健康づくり、文化の発展などを通じ、生きがいをもち、常に学び続ける人づくりを目指します。
- 一 幌延町は雄大な自然にあふれていますが、自然は一度破壊されると回復するのは容易ではありません。一方で、快適で衛生的な生活も必要不可欠なものです。自然と共生し、自然を守るだけでなく、花や木を植えるといった身近なところから自然を育て、住みよいまちづくりを目指します。